

令和5年11月10日開会

ごみ処理施設等調査 特別委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

ごみ処理施設等調査特別委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和5年11月10日(金)  
午前10時  
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 副委員長の互選
- 3 報告案件
  - (1) 彦名地区自治連合会から提出された要求書への対応について
  - (2) 新しい一般廃棄物処理施設の施設整備概要について
    - ① 人口及びごみ量の予測について
    - ② 施設整備概要(中間処理施設)について
    - ③ 施設整備概要(最終処分場)について
- 4 閉 会

~~~~~

出席者(7名)

委員長	中田	利幸	副委員長	山本	芳昭
委員	奥岩	浩基	委員	渡辺	穰爾
委員	森岡	俊夫	委員	勝部	俊徳
委員	三好	晋也			

~~~~~

## 欠席者(1名)

委員 景山 浩

~~~~~

説明のため出席した者

副管理者	米子市副市長	伊澤 勇人	事務局長	三上 洋
事務局ごみ処理施設整備課長		生田 公志	事務局ごみ処理施設整備課長補佐	大峯 正人
事務局ごみ処理施設整備課長補佐		遠藤 史章	事務局ごみ処理施設整備課長補佐	加藤 公教

~~~~~

## 議 会 担 当 職 員

書 記 長

瀬尻かおり

書 記

近 藤 隆

~~~~~

1 開 会

(午前10時00分 開会)

○中田委員長 それでは、これよりごみ処理施設等調査特別委員会を開会いたします。本日は、大変お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日、景山委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

本日は、報告案件が2件ございます。これらにつきまして、当局から説明を受けたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

~~~~~

### 2 副委員長の互選

○中田委員長 早速ですが、日程2の副委員長の互選を行いたいと思ひます。まず、副委員長の互選について、担当から説明をお願いいたします。瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 組合議会委員会条例第7条第2項によりますと、副委員長は委員会において互選すると規定されておりまして、過去の例で申し上げますと、副委員長はこれまで、町村議会選出の委員が務めてきておられます。以上でございます。

○中田委員長 ただいま、担当から、副委員長は町村議会選出の委員が務めてこられた経緯があるとの報告がありました。引き続き、町村議会選出の委員を御推選いただくということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○中田委員長 御異議ないようですので、どなたか副委員長を御推選いただきたいと思ひます。三好委員。

○三好委員 山本委員を御推選します。

○中田委員長 ただいま、副委員長に、山本委員を推選する旨の声がありましたが、山本委員を副委員長の当選人とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○中田委員長 御異議がないようですので、山本委員を副委員長の当選人とすることに決しました。それでは、山本副委員長、御挨拶をお願いいたします。山本副委員長。

○山本副委員長 ただいま、副委員長に御推選をいただきました山本でございます。僭越ではございますが、中田委員長を補佐し、地域住民の皆様方の負託に応えたいと思ひますので、

よろしくお願ひいたします。

○中田委員長 よろしくお願ひいたします。

~~~~~

3 報 告 案 件

○中田委員長 それでは、日程3の報告案件に入ります。まず、当局からの説明を受け、その後で質問を受けたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、彦名地区自治会連合会から提出された要求書への対応についてを議題といたします。当局からの説明をお願ひいたします。生田ごみ処理施設整備課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 それでは御説明いたします。資料は、資料の1を御覧いただきたいと思ひます。

まず、大きな1番の経過でございますが、令和5年8月10日に提出をされました要求書への対応につきましては、内部検討を重ねながら、自治連合会長へのヒアリングや対応案の協議を実施してまいりました。当方が提示いたしました対応案につきましては、9月27日に開催をされました彦名地区自治会長会で協議をしていただきまして、御了解をいただいております。具体のやり取りの経緯等は、下に記載のとおりでございます。

次に、2番の対応案でございますが、本組合に一般廃棄物処理施設意見調整委員会を設置いたしまして、彦名地区自治連合会と本組合との相互理解の促進に資すると思ひます。

大きな3番の意見調整委員会でございますが、所掌事務といたしましては、要求書に記載された要求項目と当該要求項目に該当いたします本組合の見解とを踏まえていただき、客観的な視点を持って、彦名地区自治連合会及び本組合に対して意見を述べていただくという思ひでございます。委員の構成でございますが、弁護士及び学識経験者の5名でございます。予算につきましては記載のとおりでございますが、現状の予算の枠内で対応が可能でございます。委員会の開催予定及び議事内容につきましては記載のとおりでございますが、第1回の委員会につきましては、準備が整い次第開催したいと思ひしているところでございます。

4番の委員選任の状況でございますが、学識経験者3名につきましては、就任の意向を確認済みでございます。記載の皆様方でございます。弁護士の方につきましては、現在人選中でございます。

資料をおはぐりいただきまして、2ページのほうを御覧ください。想定しております事務スケジュールでございますが、11月以降に第1回の委員会を開催をいたしまして、現段階では1月中に委員会の審議を完了する予定としております。対応状況につきましては、構成市町村に報告をし、議会にも報告をさせていただきたいと思ひしているところでございます。

続きまして、3ページでございます。参考といたしまして、建設候補地周辺の自治会等への説明会の開催状況を添付をしております。

(1) が中間処理施設でございます。自治連合会・単位自治会のほか、農業関連の団体の

皆様方に対しましても説明会を実施してきております。主な意見につきましては、表の右側に記載のとおりでございます。要求書に記載されている内容につきましても、説明会の中で御意見、御質問等をいただいているという状況でございます。

おはぐりいただきまして、4ページでございます。(2)番の最終処分場の関係でございます。最終処分場につきましても、自治連合会・単位自治会のほか、農業や林業関係の団体の皆様に対しまして説明会を実施してきております。生活環境などへの影響への懸念といたしまして、地震や豪雨などの自然災害、地下水や井戸への影響、放流水による河川の水質汚染などに関する御意見等をいただいているところでございます。

下のほうに(3)番でございますので、そちらのほうを御覧ください。今後の対応でございますが、説明会で多く寄せられました御質問や御意見に対する回答を整理をいたしまして、各自治会の皆様方と相談しながら、改めての説明や資料を配布するなど丁寧に対応することとしております。新しい中間処理施設と最終処分場につきましては、この後、整備概要のほうを御報告させていただきますが、これにつきましても説明していく予定としております。

なお参考に、8月10日に頂きました要求書も添付しておりますが、これにつきましては既にお配りをいたしておりますので、内容は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

○中田委員長 当局から説明がありましたが、それでは委員の皆様から質問等をお願いいたします。奥岩委員。

○奥岩委員 何点か確認をさせていただきたいと思います。3番の意見調整委員会のところですね、予算、今後も旅費含めて現状の予算内で対応可ってあるんですけども、気をつけていただきたいので意見なんですけれども、最近コロナが終わりまして出張とか行かれると、皆さん御存知だと思うんですけども旅費のほうが結構上がってきたりですとか、宿泊費も上がっておりますので、もう一度予算内で対応できるか確認をお願いできたらと思います。特に、関東圏、飛行機を使って向こうのほうに宿泊される場合は、今、片道飛行機も4万円ぐらいとか、宿泊費も2万円ぐらいとあってしておりますので、その辺、御留意いただきたいと思います。関東、特に、私も行かせていただいたんですけども、武蔵野市さんとか本当に、住宅街、市役所の真ん前に素晴らしい施設があったりとかあってのがありますので。そういったところを勉強されるかどうかはちょっと分かりませんが、御注意いただけたらなと思います。で、質問なんですけれども、各会合のところの説明会御開催いただきまして、タイトなスケジュールの中それぞれしていただきまして、ありがとうございます。で、いろいろ御意見もいただいたということなんですけど、以前ですね、選定委員会のほうから附帯意見ではないですけども、今回の施設を作るに当たって地元地域に資する附帯施設ができないかみたいな意見もついていたと思いますけれども、そういった御意見がこの自治会さんとか実行さんとか、そういった会合に行かれたときにはそういった意見は出てこられたのか、また、こういった意見があるんですけどどうですかというふうな、反対に意見聴取といたしますか、聞くようなことはされたのか伺いたいと思います。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 現在の施設につきましては、多面的な価値を創造するというようなことが国の方針でもございますので、当局といたしましては、最終的にはそういうようなお話もさせていただくことになるだろうということは想定はしているところではございますが、これまで説明をさせていただきましたのは、建設候補地の選定の経緯あるいは理由というものの内容でございまして。これを一通り説明をさせていただいた段階で要求書のほうを提出いただきましたので、まずはこのところを意見調整委員会のほうでしっかりと意見を調整させていただきたいということでございまして、現在のところ、その附帯の施設ですとかそういったような内容の御意見等は頂戴はしておりません。

○中田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 特にそのところまで話が膨らまなかったのかなとは思いますが、先ほど御答弁ありましたとおり国からの指針でも出ておりますし、そういったところも丁寧に説明していただいて、選定委員会さんからの意見がありましたので、地元住民さんの御意見も聞きながら進めていただけたらなと思います。一昔前、二昔前と違って、よく委員会でもお話しさせていただくんですけども、現在のこの施設っていうのが非常に地域にとって価値がある、エネルギーを生み出す施設であって、様々な面で期待される場所がありますので、ぜひそういったところも選定の経緯の説明が終わられた後は、終わられた後なのか前なのかどちらがいいのか分からないんですけど、今後、新しい施設はこういう施設になりますよという、ちょっと期待感を持っていただくといえますか、皆さんに利便施設になりますよという、そういったところもお伝えしていただきながら、じゃあこういった施設のほうがいいんじゃないかというような現状の地域の課題とか、こういったほうがいいというような御意見も出てくるかと思っておりますので、ぜひ、説明だけで終わらずに、そういった御意見も伺えるように今後進めていただければなと思います。よろしくお願いします。

○中田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ちょっと聞こえにくいけん、大きい声でしゃべりますね。答弁のほう大きい声がいいと思いますのでね。

彦名地区から要求書、要望書でなく。これが8月10日に出されて、今日初めてこの委員会が開かれた。まあいろんな手順があったからだとは思いますが、私はね、一番危惧するのは、焼却場も処理場も米子市内だから、米子のことだみたいに思っていたのは困るんですね。これは広域の事業ですから、各構成する市町村全てがこの問題には前向きに取り組んでいかなきゃいけないという考えです。これは議長にも申し上げました。何らかの形で議会に対して、僕は言うのは米子市議会じゃないですよ。広域の議会に対して報告をすべきじゃないかっていうのが今日になったっていうのは、ちょっとこれは私は危惧するところですね。これは申し上げておきたいと思えます。

それで今の説明で、先ほど奥岩委員も言われましたけれども、調整委員会でこれはうたわれているのが、いわゆる彦名地区自治連合会との相互理解の促進ですよ。先ほどの説明では、新山・陰田地区の最終処分場が来る地区の方の意見とか、どういう反応があるのかとか、要求書、要望書は出てないんですけども、それを説明もされなかったんで、どういうこと

になってるのかお聞きしたいと思います。初めに。

○**中田委員長** 生田ごみ処理施設整備課長。

○**生田ごみ処理施設整備課長** 陰田地区あるいはその周辺、新山あるいは島根県の吉佐町というところが、最終処分場につきましては関係住民の範囲ということになっておりますが、こちらのほうからは彦名地区のような形の要求書というものは出てきてはおりません。一方で口陰田地区の農業関係のほうからは反対だというような形での書面を頂いております。

○**中田委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** それでね、反対があるというのは分かったんですけども、それでこの調整委員会もう今日提案されてますんで、委員会としてはこれは置いたほうが私もいいと思いますよ。ただし、所掌事務を彦名に限られたっていうのは、新山・陰田の方のその農業者との反対があるところへはどのような対応をしていかれるのか。または「反対がある」で終わっているのか、納得をしていただいたのか。それをお聞きしたいと思います。

○**中田委員長** 生田ごみ処理施設整備課長。

○**生田ごみ処理施設整備課長** 本日のこの後の案件にはなりますが、最終処分場の施設の整備の内容を考えるに当たりましては、地元の皆様の御意見、特に水の関係になります。そういったことに配慮をしながら、最終処分場の整備の内容を検討してきたということでございますので、この後、説明会等を開催をさせていただきまして、そのあたりのことをしっかりと説明をさせていただきたいというふうに今考えているところでございます。

○**中田委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 私もね、最終処分場を何か所か行って。一番そういったことで納得していただけるのは、昨日のでしたかね、新聞で拝見したけど、下水道につなぐ。これは一番いい案だと思いますし、そういう方向性なんだと思うんですけども。そこら辺も含めてね、そういう説明を新山・奥陰田の方にされたかどうか分かんないですけども、突然新聞で見ると、ある程度説明はされてきておられますよね、そこら辺は。現地に対して。それはお伺いしたいと思います。

○**中田委員長** 生田課長。

○**生田ごみ処理施設整備課長** 説明会の中ではまだ具体的内容というところまでは行っておりませんでしたので、これまで詳細な説明ということはしてはおりませんが、説明会の中のやり取りの中では、地元の皆様の御意見に配慮して、施設の中身を検討していくというようなやり取りはさせていただきました。このたび施設の整備概要がまとまりましたので、この内容を説明をしていきたいというふうに考えております。

○**中田委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 私はね、焼却場も最終処分場も何か所も行ってますんで。特に武蔵野市なんかは市街地の真ん中ですね。市役所の前に焼却場が建ってるぐらい。非常に騒音また臭い、悪い物質が出るということは、技術が大変進んでいるのは理解してるんですけども、やっぱりお願いするっていう形になると、ある程度、報道等と言われる前に地元の説明しないと、変に角が立つときがあるんですよ。そこら辺はやっぱり注意されたほうがいいと思います

よ、私は。議会もそうですけれども、議会の中でもね、この広域議会が一番これを中心に議論する議会ですので。まあこれは委員会ですけれども。そういったことも、丁寧に説明をしていただきたいというふうに思います。

最後ね、この意見調整委員会ですけれども、4の委員選任状況で3人の方が決まって、弁護士さんについては人選中って書いてあるんですけども、5名の定員ですんで、弁護士は単純に2名お願いするという意味で取ってよろしいですね。

○中田委員長 生田課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○中田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。森岡委員。

○森岡委員 これまでの一連の流れが、今日この委員会で説明があったわけなんですけど、彦名地区の方は本当に不安に思われてるなっていうことが、この要求書を見た中で、非常に我々としても本当に御迷惑をおかけしたなという思いで思っておりました。そこでこの意見調整委員会が、お互いが調整がついて、これから設置しようという流れは一步前進と受け止めたんです。受け止めたんですが、要求書の最後の4行。非常にこの用地選定委員会に対する思いがつつられているわけなんですけれども。その用地選定委員会の中でね、例えば鳥取大学の方だとか、環境大学の方だとか工業専門学校の方だとかですね、要は同じところからの新しいその意見の調整委員会から選出されるっていうことがね、そこで違う意見が、その新しい方々が前任者が出した結論に対して反対の意見が出せるのかなというふうに思うんですよ。でね、私はできたら全く違うところの学識経験者の方をお願いすべきものじゃないかなという感覚でおりましたけれども、今日のメンバーを見た中でちょっと残念に思っているんですが。そういった懸念とかいうものを事務局はどう捉えているのか、その辺を説明していただきたいんですが。

○中田委員長 生田課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 今回メンバーを選考するに当たりましては、彦名の自治連合会さんとのやり取りの中ではメンバーを替えるということもございました。そして検討する中で、近隣のこの学識経験者の方に御就任いただくためには、なかなかその高等教育を行います高専、そして大学というものが鳥取県内に限られておりますので、一つの大学等に偏ることなく、そして委員の方も替えてという形で選ばせていただくというのがいいのではないかと。日程調整上も会議が開催しやすいのではないかとということで、このような形で選ばせていただいております。

○中田委員長 森岡委員。

○森岡委員 先ほども申し上げましたけれども、例えば鳥大の教授の意見ですね、今回出されている准教授が否定ができるんでしょうか。例えば環境大学にしてもそうですよ。違う方だといって同じ大学の方が結論を出したことに對してですよ、いや、これは元から違ってきました、というような流れが想定できますか。そうすることが、この近隣住民の不安や懸念というものがね、全く払拭されないような調整委員会では意味がないと私は思っているんです。であるなら、しっかりと彦名地区の方々が納得できるような調整委員会を設置して、き

ちんとその中で議論をしていただくということが西部広域としての、私は使命だろうなという感覚を持っております。

○中田委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 若干ちょっと補足的な御説明になろうかと思えますけれども、このたび設置をさせていただきます調整委員会、こちらの調整委員会の役割は、改めて用地選定をやり直すということではなくて、このたびの用地選定委員会を出された内容につきまして、広域のほうから地元の皆様に説明をさせていただいておるんですけれども、その中で今回このような形での要求書を頂戴したというところでございます。それで、先ほど森岡委員もお触れになりましたけれども、要求書の最後のところの4行のところでございますけれども、選定委員会はその住民の感覚と大きなずれがあるんだというような主張がございました。で、今回、調整委員会に求められておりますのは、その彦名のほうからの御意見をこの調整委員会で御説明いただいて、調整委員会の委員の皆さんに御説明いただきます。それから、それに対しての組合の見解を調整委員会のほうに説明いただいて、その選定のやり直しではなくて、その住民のずれっていうものがどうなのかというところを調整をいただくというのが今回の委員会の役割でございますので。そういう意味では、今、御心配ということで、同じ教育機関から出てきているということもありましたけれども、ちょっと役割等が違いますし、また、そういう調整機能に長けたといいますか、今回、彦名地区から出されております専門的な事項に対してどういう見解を持たれるか、というようなことを改めてメンバーで選出もさせていただいておりますので、私どもとしては、その辺りは問題がないのではないかなというふうに考えているところでございます。

○中田委員長 森岡委員。

○森岡委員 先ほど渡辺委員もおっしゃったように、米子だけの問題ではないということも、やっぱり重きを置いていただきたいなというふうに思います。隣の境港としても、こういう形で彦名の方々にね、本当に不安に思わせたっていう形になってしまったっていうのは、本当に残念で仕方ないなというふうに思いますし。そういったことで計画がずれ込むようなことがないようにしていただかないと、もうお尻が決まっているわけですから、それに向けてしっかりと組合のほうでも調整していただきたいなということを意見として申し上げたいと思います。

○中田委員長 ほかにございませんか。山本委員。

○山本委員 すみません、米子市内のことはよく分からないので、基本的なことをお聞きしたいんですが。要求書には彦名校区自治連合会というふうになっていまして、本日頂いた3ページのところでは各区自治会とかいろいろ書いてありますが、要求書のところに周辺自治体彦名10区っていうふうになって、10区だけから出ているのかっていうところと、この校区の内訳、何自治会、幾つ自治会があつてっていう基本的なところをちょっと教えていただければと思います。

○中田委員長 大峯課長補佐。

○大峯ごみ処理施設整備課長補佐 彦田地区自治連合会には15の単位自治会がございまして。

その中で10区だけから反対という意見が出ているわけではございませんで、各地区からやはりその賛成・反対の様々な意見が出ております。

○中田委員長 その自治会の構成がちょっと分かりにくいっていう、今、質問があったんですけど。生田課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 私のほうからちょっと整理をしたいと思います。要求書を御提出いただきました彦名校区自治連合会、これは要求書のほうに名称が入っておるんですけども。米子市役所のほうに自治連合会の名前のほうを確認いたしましたところ、彦名地区自治連合会だというように聞いたものですから、米子市役所のほうから伺いました名称をもって当局の資料等はその形で作らせていただいています。自治連合会としては同じエリアでございます。その中で、先ほど担当のほうで申し上げましたけれども、その中には15の単位自治会があるということでございまして。その単位自治会、これは地域によって呼び名が様々ではありますけれども、彦名におかれましては、何区という言い方の自治会の名前になっているということでございます。そして要求書につきましては、連合会、彦名地区全体のほうから頂いたものでございます。以上です。

（「私、ちょっと聞いてもいいですか。」と渡辺委員）

（「どうぞ。」と山本委員）

○中田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 えーとね、ちょっと説明よく分かんなくて。私、大篠津だけん、大篠津地区自治連合会ですよ。でも、これって彦名校区自治連合会で彦名校区自治連合会長の印なんですよね。印章も。で、今の説明だと、市役所に確認したら彦名地区。ちょっと分かっている私でも、答弁されたんですけど山本さんに、分からない。そこら辺が。別の組織なんですか、これ。でも今の答弁と同じですよ。というか印章も校区になっているんですよ。だけん、取り立てて地区でするっていう必要があるのかなあって受け止めて聞いたんですけども、何か違うんですかね、これは。

○中田委員長 生田課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 いや、申し訳ございません、同じ団体でございます。内容は先ほど申し上げたとおりでございます。

（「まあいいけど。どうぞ山本さん。」と渡辺委員）

○中田委員長 山本委員。

○山本委員 すみません。日南町の感覚とはちょっと違うので、なかなか組織もイメージしにくいところがあるんですけども。相当厳しい要求をされておりました、この要求が実現されないと一切交渉にも応じないというふうに書いてあって。本日、調整委員会ができましたという報告を聞いたので、前進されたのかなというふうには思うんですけども、理解をしていただいたんですかね。委員会をつくることだけを理解をしていただいたんでしょうか。

○中田委員長 生田課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 その件につきましては、1ページ目の上の経過のほうに書いておりますが、意見調整委員会という形の第三者委員会を設置するという御了解をい

ただいているという段階でございます。

○中田委員長 山本委員。

○山本委員 ここに書いてある対応案のところの彦名地区自治連合会っていうのは、この要求があった彦名校区自治連合会というふうに読めばいいんですね。はい、分かりました。

○中田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。はい、三好委員。

○三好委員 まず資料3ページの、今までの地元との説明会とかのスケジュールがみんな書いてありまして、これだけしっかりと地元で説明会されてきたのだなあと感心しとるんですよ。で、なおかつ意見がいろいろ出てます。大気汚染関係、ごみがどうのこうのっていうのは、そういう意見については、もしかしたらこの学識経験者さんでないと数字を入れた返答ができないのかなあというふうに解釈をしますが、そもそものこの調整委員会の委員さんに地元は何で入ってないのかなっていう。何をやる、何を調整するのかなというのを、ちょっとよう分からん部分があります。

それともう1点。僕からの提案ですが、いろんな心配事が書いてありますけれども、これは僕らも視察に行きまして、素晴らしいとこだなど、施設だなどと思って、これなら大丈夫だという気持ちを持ったわけですけども。この地元の人たちも一緒に連れて行ってあげたらどうですか、視察に。このほうがよっぽど早いと思いますよ。大学の先生が小難しいことを言ってね、大丈夫ですよって言うよりも。そう思いましたけどね。絶対反対では、僕はこの要求書を見る限り、ないような気持ちがあるんですけども。そこら辺は分かりませんけれども。そちらのほうがどんな説明の説明会を開かれて、どんな話をされたのか分かりませんが、やっぱり最終的にはいろいろ心配事に関しては、それは百聞は一見にしかずだと思いますよ。皆さん連れて行かれたらどうですか。考えが変わってくると思いますよ。

○中田委員長 生田課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 まず1点目でございますが、地元の方の説明会につきましては、用地選定委員会での審議の経過ですとか、用地を建設候補地として選定したその理由、こういったものを説明をしております。そして、その説明の資料の中には近年の他都市の事例ですとか、そういったことも中に入れながら御説明をしてきたというところでありまして。その上で、8月10日に要求書のほうで、その内容に納得はできないというような形で要求内容でございますので、このあたりの食い違いにつきまして、意見の調整委員会で調整をしていただくということでございます。

2点目の先進地視察のことでございますが、同じ資料の中には、今後の予定として先進地視察にも行っていただきたいということで説明をしておりますので、この調整委員会の後になろうかと思っておりますけれども、地元の皆様方には中間処理施設、最終処分場ともに、先進地の視察のほうにお出かけいただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○中田委員長 よろしいですか。

○三好委員 うーん、まあいいにしましょう。

○中田委員長 ほかにございませんか。勝部委員。

○勝部委員 2点ほどをお伺いしたいと思います。

まず1点はですね、いわゆる要求書というものがあるんですけども、この要求書っていうのは何に関する要求書って書いてないんで、中をずっと丹念に読むと、いわゆる条件闘争の要求書なのか、最後の4行の、いわゆる基本的にもう1回見直せという要求書なのか、その辺がよく分からないところもあって。ただ、この調整委員会を先方さんも受け入れたっていうことは、ちょっと条件闘争で絶対反対ではなくって、条件闘争的なふうに先方の自治会さんは思っているというふうに我々まず1点受け止めていいのかわかるかっていう考え方。そういう受け止め方で間違いでないのかわかるかをお伺いしたいと思います、まず1点。

それから2点目は、このいわゆる委員会さんの、いわゆる役員さんというか委員さんが意見書は調整されますけれども、多分いわゆる条件闘争に対する委員さんの見解をお述べになると思うんですけども、これはいわゆる自治連合会に対してもきちっとしたその疑問点は回答する。当方のほうにも回答する。そういうスタンスの立場での意見書を双方に出すということでの、意見書の提出ということの要綱案でよろしいのかわかるか、この2点はお伺いしたいと思います。

○中田委員長 生田課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 まず1点目の、条件闘争なのかわかるのかということのお尋ねですけども。要求書の内容、私どもの受け止めといたしましては、あくまでも用地の選定の経過に対して御納得いただけていないというように受け止めております。

2点目の委員会からの意見書でございますが、これがどういう形になるのかというのは審議の結果になりますので、ちょっと現段階でなかなか想定は難しいんですけども、要求書の内容につきまして、彦名地区の方々にもお出掛けいただいて、委員会のほうに改めて意見を述べていただきます。

そして私どものほうからこの内容につきまして見解という形で、これも委員のほうに聞いていただくと。こういうようなやり取りをした上でですね、それを聞いていただいた委員さんのほうでどういう受け止めなのかわかるかということをごさね、意見のほうとして整理をして、組合とそして彦名の自治連合会さんのほうに意見書という形で結果をお渡しするというような流れを想定しております。

○勝部委員 はい。以上です。

○中田委員長 はい、ほかにございませんか。

○山本委員 ちょっと確認を。

○中田委員長 山本委員。

○山本委員 先ほど最終処分場のところの説明で、農業団体からの反対があるっていうふうにおっしゃったような気がするんですけども、下水道につながってということがその反対に対する対応策なのかわかるかということをお聞きしたいと思います。

○中田委員長 生田課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 これはちょっとこの後の説明の内容と重複する部分がありますのであれですけども、現場のほうで説明会の中で伺ってございましたのが、下流域、すぐ

下流に農業用のため池がございます。そこへの水の流れが減るのではないかと、今後、農業を続けていくことができるのかと、そのような御意見がございました。それに対しまして、まあそういうことも含めてですけれども、このたび検討してきた最終処分場の整備概要というものになりますので、この内容につきましては、後ほどの案件で説明させていただきます。

○中田委員長 ほかにございませんか。はい、ないようですので、それでは次の項目に関連する質問も出ておりますので、いろいろ御質問等いただきましたが、このあたりで次に進ませていただきたいと思います。

次に、新しい一般廃棄物処理施設の施設整備概要についてを議題といたします。まず、人口及びごみ量の予測についてと、施設整備概要（中間処理施設）についてのこの2件について、当局から説明をお願いいたします。生田ごみ処理施設整備課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 それでは資料2と資料3で説明をさせていただきます。

最初に、資料2を御覧ください。1ページになります。大きな1番の人口推計でございますが、人口推計につきましては、令和3年度に策定いたしました一般廃棄物処理施設整備基本構想におきまして一度推計しておりますが、その後、人口の実績と推計との間に乖離が生じておりますので、改めて人口を推計したものでございます。

2ページのほうを先に御覧いただきたいと思います。人口推計②という題名でございますが、人口の実績と基本構想における推計との間に乖離が生じた理由でございますが、2015年に実施されました国勢調査におきまして、米子市の人口が増加をしていたという結果が出ております。これに基づきまして、国立社会保障・人口問題研究所の人口予測も2020年で増加というような形になっておりまして。これによりまして、実際のものとの乖離をしたというふうに考えているところであります。

1ページのほうにお戻りいただきまして、推計をした結果につきましては、表のほうに記載しております。表のほうを御覧いただきますと、令和14年の時点では、さらに6,000人程度人口が減ってくるのではないかと推計結果でございます。

おはぐりいただきまして、3ページ御覧ください。大きな3番のごみ量の推計の手法でございますが、施設規模の算出のために2つの推計方法でごみ量を推計しております。1つ目につきましては、単純推計でございます。これは過去のごみ排出量の実績に基づく推計でございます。②番が目標推計と呼んでおります。これは国の目標値を参考にして、ごみの排出量を設定したものでございます。この3ページの真ん中から下になりますが、平成28年と令和5年に国のほうが目標値を出しております。これも目標値の経緯を見まして、令和12年度における国が示すであろう値を設定をして、これが達成されるものとしての推計でございます。詳細な数字につきましては御覧いただきたいと思います。

このような手法で算出しましたごみ量が4ページのほうになります。まず4ページ、可燃ごみの量の推計結果でございますが、基本構想策定時と比べまして可燃ごみの処理量の実績値も減少しておりまして、また、令和14年度からプラスチック類は資源ごみとして処理することを見込んでおりますので、基本構想と比較いたしまして可燃ごみは減少しております。

具体的には、表の令和14年度のところを御覧いただきますと、表の一番下にありますが、基本構想と比較をいたしまして4,000トンから5,000トンを超えるぐらいの削減になるのではないかと推計でございます。

おはぐりいただきまして、5ページでございます。5ページは、不燃ごみと粗大ごみの量の推計でございます。基本構想策定時と比べまして処理実績が増加をしておりますので、令和14年度から不燃ごみの中に入っている製品プラスチックというのがございますが、これを資源ごみとして処理をすることを見込んだとしても、基本構想と比較いたしまして、単純推計におきましては増加となっております。その一方で、目標推計におきましては減少ということになっております。具体的には令和14年度のところを表のほうで御覧いただきますと、比較のものが一番下に出ておりますが、単純推計であれば258トン増加、目標推計であれば100トン程度減少するだろうという形でございます。

次に、6ページになります。資源系ごみ・有害ごみの量の推計でございます。こちらの特徴といたしましては、先ほど既に申し上げておりますが、プラスチック類の分別を想定しておりますので、令和14年度のところを表のほうを見ていただきますと、プラスチック類が大きく増加するという形でございます。表のほうで御確認をいただければと思います。

続きまして、資料の3に移らせていただきます。中間処理施設の施設整備概要でございます。

1ページ目を御覧ください。大きな1番の主な整備内容でございますが、これがこのたびの検討結果をまとめたものでございます。全体傾向といたしまして、基本構想と比較いたしまして施設規模は小規模となります。先ほどの、ごみ量の推計のとおりでございます、まず可燃ごみの処理施設、表のほうを御覧いただきますと、処理対象物が可燃ごみでございます。処理方式につきましては、ストーカ式焼却炉またはバイオガス化プラスストーカ式焼却炉を今回は想定しております。一番右側の欄につきましては、比較用に基本構想を参考として掲載しております。施設規模につきましては、可燃ごみにつきましては減少傾向、さらに減少するという傾向でございますので、1日当たりの処理能力としましては211トンから236トン。これはストーカ式の焼却炉の場合です。バイオガス化を導入した場合は、バイオガス化の施設が43トンから48トン。ストーカ式焼却炉はバイオガス化した残渣が返ってきますので、201トンから224トン程度になるだろうという想定でございます。建設コストといたしましては、ストーカ式焼却炉が270億円余りから300億円余りになると考えております。バイオガス化を導入した場合は、330億円から370億円程度と現在は想定しているところであります。これにつきましては、近年のコロナ禍以降になりますが、建設資材等の高騰によるものでございます。続きまして、不燃ごみの処理施設でございますが、処理対象物は記載のとおり不燃ごみ等でございますが、新規の要素といたしまして、粗大ごみは可燃・不燃分けることなく混合で処理をしたいと考えております。また、プラスチック類の処理も処理対象物としております。施設規模につきましては、1日当たり、これは5時間稼働の想定でございますが、36トンから40トン程度。建設コストといたしましては、47億円余りから52億円あたりになるだろうという想定でございます。

2ページの可燃ごみ処理施設の規模の算出でございますが、可燃ごみの処理施設につきましては記載のとおりではあります、国のほうに基準がございます、この基準に基づき算出したものでございます。数字につきましては、先ほど1ページと同様の数字でございます。

おはぐりいただきまして、3ページを御覧ください。大きな3番の中間処理施設の処理技術の検討・評価でございます。今回はストーカ式の焼却方式とそれから流動床式焼却方式、流動床式ガス化溶融方式及びバイオガス化プラスストーカ式焼却炉につきまして、有効性等を検討・評価をしております。結果といたしましては、下の表に記載しておりますが、太い枠で囲っておりますストーカ式の焼却炉とバイオガス化プラスストーカ式焼却炉を今後の処理技術として想定をしたいと考えているところであります。流動床式の焼却炉とガス化溶融炉につきましては、これも表に記載のとおりであります、ごみ質の変動への対応ですとか、他都市の採用実績、あるいは経済性、こういったものを総合的に評価をして三角の印をつけておりますけれども、ストーカ式の焼却炉あるいはバイオガス化のほうが優位性があるだろうということでございます。

4ページを御覧ください。バイオガス化の検討でございますが、青い表にしておりますけれども、本年6月に閣議決定をされました国の廃棄物処理施設整備計画の中で、下線部分を御覧いただきたいと思っておりますけれども、「施設の大規模化が難しい地域においても、メタン発酵や燃料化といった廃棄物系バイオマス利活用など、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術の導入等の取り組みを促進することが求められる」、また、次のポチになりますが、「国が推進する施設への取組状況を踏まえた予算配分、支援の重点化に取り組むことを検討すべき」、このような記載がございますので、メタン発酵ができるバイオガス化も一つの技術として想定をしておきたいというところでございます。これにつきましては、今後の国の支援の方向性などを見定めていきたいと考えているところでございます。

5ページ、6ページにつきましては、各処理方式のプラント構成の図をつけております。内容につきましては御覧いただきたいと思っております。

続きまして、7ページでございます。大きな5番の不燃ごみ・粗大ごみ・資源系ごみ処理施設の規模の算出でございます。こちらにつきましても可燃ごみと同様に国の基準がございますので、これに基づき施設の規模を算出しております。下の表の特徴的なところですが、資源系ごみにつきましては、新たな取組といたしましてプラスチック類を処理する想定としております。施設規模といたしましては、1日5時間稼働で12トンから14トン程度の施設になるだろうと考えております。古紙類につきましては、現在リサイクルプラザに運んできていただいておりますが、それをベースに基本構想では新しい施設で処理をするという形でございますけれども、構成市町村と協議をさせていただきました結果、各市町村が収集された古紙につきましては、民間施設へ直接搬入をしていただくということになっております。

続きまして、8ページの不燃ごみ・粗大ごみ・資源系ごみの処理でございます。新しい施設におきましては、不燃ごみ・粗大ごみ等に含まれております不適物の除去、そしてビンのリサイクル率向上を考慮いたしまして、全てヤード式で受け入れを行いたいと考えております。

す。なお、人口減少に伴いまして、将来的に人手不足も想定されているところでございますので、廃棄物処理施設もその影響を受けるものと考えておりますので、より効率的な処理方法につきましては、今後検討を重ねていきたいと考えているところであります。参考に写真を掲載しておりますが、ヤード式は左下の写真になります。高砂市のエコクリーンピアはりまという施設でございますが、平らな場所にごみの収集車から荷下ろしをしていただくという形でございます。これに対しまして、現在の組合のリサイクルプラザはピット式を採用しております。右側に写真を載せておりまして、収集車が運んできたごみは穴、ピットに落とすということでございまして、不適物の除去ですとか、ビンが割れるというようなところで少しヤード式に比べて支障があるという内容でございます。

おはぐりいただきまして、9ページでございます。参考までに掲載しておりますが、ヤード式を採用しております施設としまして、津山圏域の資源循環施設組合の事例を掲載しております。内容につきましては御覧いただきたいと思っております。

大きな7番の財源計画でございます。現時点では中間処理施設が建設コストといたしましては、およそ360億円程度になると想定しておりまして、これに対する財源といたしましては、国からの交付金がおおよそ100億円、起債充当がおおよそ210億円。一般財源といたしましては35億円程度になると見込んでおります。ただし起債の償還金につきましては、国からの交付税措置がございまして、建設費に対する構成市町村の実負担といたしましては150億円程度、率といたしましては42%余りと想定をしているというところでございます。なお、この数字につきましては、起債償還にかかってまいります利子は想定しておりませんし、施設の規模、金額の関係につきましては、単純推計を行った施設規模236トンのストーカ式焼却炉を想定しての金額でございます。説明は以上でございます。

○**中田委員長** 当局からの説明は終わりました。委員の皆様から質問等をお願いいたします。ございませんか。渡辺委員

○**渡辺委員** よく市議会でも質問が出るんですけども、今この構成市町村で可燃ごみ・不燃ごみの収集の内容というのが違いがあるのかどうなのか。それと今の説明でいくと、令和14年には全部統一するという説明でいいのか。最初それを聞いておきたいと思っております。

○**中田委員長** 生田課長。

○**生田ごみ処理施設整備課長** 構成市町村の分別収集の状況でございますが、おおむね同じ内容でございます。一部プラスチック類ですとかといったところに違いがございますし、一例でございますが、伯耆町さんは事業系の紙オムツの処理なども別処理という形でやられているだとか、そういった独自の取組も一部ございます。そして令和14年に統一されるのかということではありますが、古着ですとか今の紙おむつですとか、そういったところの取組はですね、各市町村がこれまでされてきた歴史・経緯というものもございまして、そのあたりは完全なる統一にはならないのではないかとこのように考えております。

○**中田委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** プラスチック類が違うってのは、自分でもよく分かっているんですね。特に米子市は、今は焼却場で、中間施設で焼いてますね。というのは、それを助燃材でするとこ

ろがないということですが、まあ、ほかもそうなのかもしれませんね。だけど統一できない部分はこれまでどおり各市町村で取り組んでくれという答弁で理解をしました、それは。

それと、これは先の話なんで答弁できるかどうか分かんないんですけども、中間処理施設の熱利用ですよ、よくやっているのが。バイオガスの話は分かるんですけども、熱利用をしようとした場合は、これは、もしする場合は米子市の負担ですということですよ、多分。

○中田委員長 生田課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 現在の検討状況につきましては、ただいま説明をさせていただいたとおりの段階でございまして。熱利用の仕方、その利用先がどうなるのかということ、まだまだこれからの検討課題であろうというふうに思っております。広域行政の事業でやる限りは、当然、構成市町村皆様の御負担ということになろうかと思っております。ちょっとそのあたりは、やり方、利用先によっていろいろ変わってくることもあるんじゃないかというふうに。民間の場合もございまして。

○中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 今の、担当課長が説明したとおりでありますが、まず大前提として、いろんな先進視察御覧いただきましたけれども、私もかなりの数見て回っておりますけれども、いわゆる地域資源としての利用、例えば温水プールとか、あるいはその他の熱利用を公共目的に使うような場合以外は大きなコストをかけて熱利用する。つまり熱を利用することに伴って出てくる資源価値と、それからそれを活用するために投ずる費用というのはやっぱりバランスという問題がありますので、その熱を使うために大きな投資をするということは今の時点では我々考えておりません。ただ、今言ったとおり、熱を有効利用できる範囲の中で、有効に利用する。あるいは場合によっては、その余熱を有効利用したいから使わせてくれという事業者等がいた場合は、当然その事業者側でそういったコストを御負担いただくというスキームになるんだろうと思います。いずれにしても、余熱等をどのようなスキームで利用するかというのは、これからの検討次第ということだと思いますし、その利用形態によって負担区分も決まってくるというふうだと思っております。

○中田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 あの、何で。まあそういう答弁だろうとは思ったんですけども。なぜこういうことを伺っているかっていうと、先ほど副管理者が言われたように、温水プールっていうのは代表的なもんですよ、中でも。境港市の前の中間施設も温水プールがあったというのは知っています。まあスケート場ができるかどうかは分かんないんですけども。なぜこんな話をしているかっていうのは、彦名地区の方とこれからいろいろ話をされていく中で、今見ているのは完全に負の施設的な考え方で捉えておられると。だから彦名地区周辺の方々にはあまり、何ていうか来てもらってもいいことがないようなお話なんで。僕は今現在でするかしないかっていうのが答えられないのは当たり前だと思うんですけども、やっぱりそういうことの検討もされて、地区の方と話ができればいいんじゃないのかなという思いで質問してますんで。今はその程度での検討ということは理解できますし、そこら辺も含めて私は

検討していただきたいと思います。以上です。

○中田委員長 ほかにございませんか。奥岩委員。

○奥岩委員 今、渡辺委員から御質問ありました。最初ですね、収集関係、各市町村で分別のことで御質問あったんですけれども、御答弁の中でほぼ現状をそのまま踏襲されていかれるような御答弁だったんですけれども。そうすると、本日出てはいないんですけれども、当初の計画でいきますと収集コストが下がってくるような見込みで考えておられたかと思うんですが、分別方法が変わらない現状のまま分別をされて、各市町村で。それで収集されるっていうと、あまり収集コストのところは広域でやるメリットが少し減少するのかなと思うんですけれども。その辺はどのように調整されていけますでしょうか。

○中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 先ほどの答弁は少し誤解を招いたのかもしれませんが、ごみの分別をどうするかということは、最終的には実は広域が決めることではなくて、各市町村でお決めになることとなります。これがまず大前提であります。ただそうは言っても、せっかく広域の施設を作ってやるわけありますから、その効果を最大化するために、今、委員御質問があったとおりでありまして、できるだけ骨になる部分といたしましょうか、基本的な考え方はそろえましょうということで市町村と話を、構成市町村の担当課長会議あるいは副市町村長会議あたりで、ずっとこれまで話をしてきました。その結果が今の状況ということでございますので、骨の部分はそろろうというふうに考えていただきたいと思います。ただ、先ほど担当課長も申し上げましたが、各市町村で、ですから骨の部分がそろろうというのは例えばプラスチックの話なんですね。プラスチックは現在、伯耆町さんとか南部町さんとか一部の町村さんは収集してRPFというプラスチック再生燃料に活用しておられると聞いてますけれども、米子市なんかは分別していません。だから今度の施設では資源ごみとして分別処理することを想定して施設整備を進めていこうということですので、これは集めないといけないということで、米子市もその方向で検討をするというふうに今考えてます。したがって骨の部分は大きくそろってくるということではありますが、枝の部分ですね。枝の部分で、例えば布類をどうするかとか、それからオムツの問題とか。各市町村でこれまで工夫や努力といたしましょうか、をしてやってきておられる部分を、その枝の部分を全部そろえないけんというふうになるとですね、市町村によっては、今せっかくやっているのにというようなお声もあるだろうと。で、その部分はどうしてもっていうことではない。各市町村で御判断くださいという話をしているということをもまず御理解いただきたいと思います。したがって収集コスト全体について、そのことが大きな圧迫要因になるというふうには思っておりません。で、収集コストについては、御案内のとおり、どこに、まあ今場所が決まって、候補地をお示ししているところでもありますけれども、基本構想をつくった時点ではどこに場所ができるかというのを決めきれませんので、仮にということ各市町村役場の場所に置いたらどうなるかみたいなシミュレーションを見ていただきましたけれども。そういったシミュレーションの中で、もちろん今よりも近接の中間処分場が遠くなる。例えば日野郡さんとかですね、これは例えば米子市のほうに作れば、これは随分遠くなるわけありますので。この辺のい

いわゆる距離が延びる分をどうするのかといったようなことの論点はありますけれども、そういった論点はこれから整理しつつ、全体としてその経費のコストが広域化の効果として配分されるように全体を設計していく必要があるというお話をさせていただいたところでありますので、それぞれの自治体では、例えば米子市ではそうなんですけれども、今回の見直しに伴って、いかに収集運搬の体制を見直すことで全体としてコストが上がらない、むしろコストが下がるような収集運搬体系をつくっていくかということは今検討を既に始めておりますので。それは米子市に限らず、ほかの構成市町村においても、今お示してるものをベースにどういう工夫をしたら収集運搬コストが最小化できるかという御検討を、今現在、そしてこれからも進められるというふうに考えてます。以上です。

○中田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 少し本日の報告とは話がそれたかもしれませんが、御答弁いただきましてありがとうございます。理解いたしました。もう1点、先ほど渡辺委員のお話でありました、いわゆる附帯施設ですね。そちらのほうも渡辺委員からも御意見ありましたけれども、いろいろ視察も行かせていただきましたけれども私も、一般的に言うと温水プールが多かったりですとか、熱源利用されて、米子市でもやっていますけれども発電されて、その電力を公共施設で使用されるのか、それとも売電されるのか。珍しいところで言いますと、千葉のほうではアイススケートリンクを作られたりとかっていうのもあったりとか、様々な活用方法があると思いますので。そういった御意見も、一つ前の報告になりますけれども、地域住民の方々どういったものを期待されているのか。もしくは先ほど意見でもありました、これが完全にもう迷惑施設で、それしかないんだってというようなイメージというよりは、そこからもしかすると便益施設ができるんじゃないかっていうような話もできると、せっかく新しいのを広域で作られますので、ぜひ個人的には、皆さん来ていただいているいろいろ別の利用の仕方もしていただけたらなというふうに考えますので。そこも含めて検討していただけて進めていただけたらなと思います。以上です。意見です。

○中田委員長 はい、ほかにございませんか。山本委員。

○山本委員 この資料の1ページにあります、バイオガス化とストーカ式焼却炉の建設コストの表があります。それで10ページの財源計画では360億円の金額になっています。この、といいますかね、どういうふうに金額を見ればいいのかということと、米印でありますストーカ式焼却炉を想定というふうにして表の金額が、財源の内訳とかですね、表を作成されておりますが、バイオマス化の金額がないということになって、この10ページの資料は説明されています。1ページには両方入れた金額が入っていると思うんですけれども、ここをもう少し説明をしていただきたいと思います。

○中田委員長 加藤ごみ処理施設整備課長補佐。

○加藤ごみ処理施設整備課長補佐 先ほどの資料の中で、まず10ページにございます金額、中間処理施設361億2,840万円という数字につきましては、1ページにあります可燃ごみ処理施設の建設コスト308億9,240万円という、下の段に書いてある可燃ごみ処理施設のコストと、それから不燃ごみ処理施設の52億3,600万円という数字、これを

足した数字。

(「すみません、もう一度お願いします。」と山本委員)

○加藤ごみ処理施設整備課長補佐 1 ページ目にございますストーカ式焼却炉のところの欄を見てもらいますと、建設コストが270億円から300億円と書いてあります。この下のほうの308億9,240万円、この数字足す、その下不燃ごみ処理施設の建設コスト47億円から52億円と書いてありますが、この52億円のほうを足した数字が10ページのほうの361億2,840万円という数字になるという計算をしております。それから1ページ目にございますバイオガス化ストーカ式焼却炉、このコストの計算はしてないのかということでございますけれども、10ページのほうにつきましては、先ほどのストーカ式焼却炉の高いほうの数字、単純推計のほうの数字でございますけれども、この数字と不燃ごみの施設を足したものの数字での計算としておりまして、バイオガス化とストーカ式の施設のコストの計算はここではしておりません。

○中田委員長 山本委員。

○山本委員 計算が弱いもので、申し訳ありません。結局、この1ページの真ん中の表のバイオガス化プラスストーカ式のところの370億円の金額、それと下の建設コストの52億円ですか。これを足したもので試算をされたら10ページのところの数字は出るんじゃないかなと、今説明を聞いて思ったのですが、違いますか。

○中田委員長 加藤ごみ処理施設整備課長補佐。

○加藤ごみ処理施設整備課長補佐 先ほど言われたとおり、この数字を合計しまして財源計画をつくることは可能です。ですが今回は、ストーカ式の単純焼却のほうの数字を参考までに計算させてもらったという形でございます。

○中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 御指摘の面はそのとおりなのですが、現時点でのこの数字というのは基本構想のときよりはかなり精緻な推計値になっています。基本構想をつくったときには、これ積み上げるのもかなり専門的な知識が必要になります。設計まがいのことをしないと数字が出てきませんので。基本構想をつくったときには、その時点での直近の他の施設の整備事例、大体どれぐらいの大きさのものが、どれぐらいのコストでできているかということで標準的な単価を見てですね、大体これぐらいという規模感をお示したというのが基本構想のときの数字であります。今回は、そうはいつてもかなり具体的な施設の内容等を見定めてきておりますので、一定程度積み上げによって計算しておりますけれども、次の段階であります施設基本設計という設計をやるんですけれども、それと同じような本当に細かい積み上げをすると、これにはその作業をすること自体に相当な経費が実は発生しますので。今回はやはり少し精度を上げつつ、大まかな規模感を見ていただくということで今回は資料をお示しております。したがって、あえてといいましょうか、2つを並べて見ていただくような形にはしておりませんが、見ていただきたいのは大体全体で42.7%、総事業費の42.7%ぐらいの実負担でその施設ができると。したがって、今、委員御指摘のとおりで、じゃあバイオガス化すると大体、ざっと例えば70億円ぐらい増えるとなると、こ

れに70億円足していただければその数字になるのですけれども。そういう規模感で御覧いただきたいという意図でございますので、御了解いただければと思います。

○**中田委員長** よろしいですか。

○**山本委員** あの、すみません。

○**中田委員長** 山本委員。

○**山本委員** 了解とかはあれなんですけれども。大体こういう公共事業こういう計画っていうのは、実現していくためにどんどん予算が膨らんでいくっていうのが、まあ万博もそうですし、世の常だと思います。そういうことで、少しよりも、今マックスでプラスバイオマス化するとこうなりますという金額で試算をされたほうが、私どもの議員の立場からすると、後からずんずん積み上がっていくよりも、非常に大きな数字で検討しておって削減できましたっていうほうが、私の感覚とすれば有り難いなあとと思いますので、まあ意見として申し上げたいと思います。

○**中田委員長** ほかにございませんか。はい、それではほかにないようですので、このあたりで次に進ませていただきます。

次に、施設整備概要の最終処分場について、当局から説明をお願いいたします。生田課長。

○**生田ごみ処理施設整備課長** それでは最終処分場の施設整備概要につきまして御説明を申し上げます。資料4を御覧ください。

1 ページを御覧ください。大きな1番の主な整備内容でございます。このたびの検討結果でございます。型式といたしましてはクローズド型、処理水の放流先は下水道放流とさせていただきます。先ほど中間処理施設のところで見ていただきましたが、ごみの量が減る想定ということになりますと埋立対象物が減る想定ということになりますので、基本構想と比較して小規模となっております。なお、こちらのほうも表の一番下に建設コストを記載しておりますが、こちらにも近年の資材等の高騰によりまして、建設コストが上昇することによってございます。

2 ページの参考のイメージ図を御覧ください。先ほど少しお話が出ておりますが、この図の一番上、方角でいうと北側になりますが、青く色をつけておりますのが農業用のため池でございます。施設から中海方向に谷が伸びておりまして、その谷の下の方向にため池があるということでございます。施設につきましては、このイメージ図の右側に国道180号線がございまして、そちらからの進入でございます。黄色く四角がありますが、こちらが埋立地になっております。緑色の破線につきましては、森林法の規定によりまして残置森林が必要となってまいりますので、これを表したものでございます。そのような形で御覧いただければと思います。

1 枚おはぐりいただきまして、3 ページでございます。大きな2番のクローズド型とする理由でございますが、建設候補地の直下流には農業用のため池がございまして、これは下流域の農業用水として利用をされているという状況でございます。この農業用水の水量を確保するという観点から、雨水が最終処分場の中に入ってこない、雨水を分離することが可能なクローズド型を採用したいと考えたところでございます。そのほかに、クローズド型を採用す

ることによりまして、記載の①から③の効果もあると考えております。これらの詳細につきましては、次の4ページに記載のとおりでありますので、そちらのほうで御覧いただければと思います。

続きまして、おはぐりいただきまして、大きな3番の下水道放流とする理由でございます。浸出水処理水の放流先につきましては、農業用水の水質確保への配慮、経済性、地域住民の安心度を総合的に評価したものでございます。こちらにつきましては、下の6ページを御覧ください。まず、上のほうを見ていただきますと、最終処分場の放流水の放流先につきましては、大きく無放流型と放流型に分かれます。無放流型は、場内で循環をさせるというやり方でありまして、放流型につきましては、直下の河川に流すというやり方、また、少し迂回をして農業用水に影響のないところまで流すというやり方、これを下流河川と書いております。そして公共下水道へ流すという、この3つの放流の仕方があるというものでございます。それぞれ特徴がございますが、場内の循環をしたり直下の河川に流す場合には、水の水質が、特に塩分がない状態で放流する必要があるということになりますので、浸出水処理水の建設コストが非常に高くなるという関係がございます。そして、これに伴いまして維持管理費につきましても、この無放流型ですとか直下の河川に流す場合は非常にコストがかかってくるということになります。参考までに点線で囲っておりますが、現在の第2最終処分場につきましては直下の河川への放流。RO膜という非常に高度な水処理を行っているということでございまして、点線のところを御覧いただければと思います。そして下流河川に流す場合、そして公共下水道に流す場合ということで、徐々に高度処理の必要性というのが薄れてくるということがございます。そして、表の一番下になりますが、地域住民の皆様に対しましては、近くに河川もございまして、そちらのほうに流すのかというような御不安な声も頂戴しておりましたので、公共水域へ流す場合は住民の安心度が低い。公共水域に処理水を流さない場合は安心度が高いという形で表の下のほうに表現をしております。

おはぐりいただきまして、7ページ御覧ください。遮水工の構造でございます。最終処分場の構造につきましては、基準となります省令がございまして、この中では二重の遮水工の構造が義務づけでございますが、令和2年度以降に供用開始をされました最終処分場で遮水工の構造を確認できましたもののうち、8割以上が国の基準を超える遮水工の構造を採用されておられました。調査結果につきましては、次の8ページの上段の表になります。赤い囲いをしております。二重の遮水シートだけで施工されたものは3件、それ以上の遮水工の構造を採用されたものが13件あるという調査結果でございます。上に戻っていただきまして、またこれまでの地元説明会におきましては、建設候補地の直下流に位置する農業用のため池の漏水ですとか、遮水シートの耐久性などに関する御意見、そして安全な施設を大前提に検討してほしいというような御意見をいただいているということでございまして。以上のことから、新しい一般廃棄物最終処分場の遮水工の構造につきましては、基準省令を超えるものとさせていただきたいと考えておりますが、具体的内容につきましては、施設の整備基本設計の中で検討していきたいと考えております。参考といたしまして、遮水工の構造を8ページの下段に載せております。一番左が、二重の遮水シートの構造になっております。真ん中

が、現在の第2最終処分場の遮水工の構造でございます。シートの中にベントナイト混合土というものが挟まっているということでございます。一番右側が、現在米子市内で計画をされており産業廃棄物最終処分場の事例でございまして、特徴といたしましては、漏水を検知するシステムが導入をされているということでございます。

1枚おはぐりいただきまして、9ページ御覧ください。大きな5番の地下水のモニタリングでございます。地下水のモニタリング井戸を設置するという義務づけがございまして。これは上流と下流の2か所以上に設置をするということでございまして、さらに地下水の検査項目ですとか、検査回数も定められているというところでございます。地下水のモニタリングの計画につきましては、令和6年度以降に実施をする地質調査、これによりまして地下水の流れも調査をいたしますので、その結果ですとか、それから住民の皆様からの御要望等も踏まえまして、施設の整備計画の基本設計の中で検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

10ページが、大きな6番の財源計画でございます。最終処分場につきましては、現時点で60億円余りの建設コストを想定しております。これに対する国からの交付金の交付額はおよそ16億円、起債充当が37億円余りになると考えております。一般財源につきましては、およそ6億円と想定しております。処分場も中間処理施設と同様に起債償還金には交付税措置がございまして、建設費に対する構成市町村の実負担額といたしましては、およそ26億円と想定をしているところでございます。

最後になります。11ページでございますが、参考といたしまして一般的な浸出水の処理フローを掲載しております。一番上が、場内循環をしたり直下の河川へ放流する場合がありますが、大きく違いますが、このプロセスの右のほうにあります、四角で囲ってあります高度処理プロセスというところがございます。場内循環等の場合は、非常にここが大規模になってくるということでございまして、下流河川への放流の場合ですとか下水道へ放流する場合には、この部分が簡素化されていくということでございます。資料の説明は以上でございます。

○中田委員長 当局の説明が終わりました。皆様からの御意見と御質問等よろしく申し上げます。ございませんか。森岡委員。

○森岡委員 説明は承りましたが、これひとつ意見として聞いていただければと思うんですが、こういう形でインシャルコストの説明を今後住民説明会で出していくとは思いますが、私が懸念しているのは、今、現時点での最終処分場なりの建設費とプラスランニングコスト、そういったものが非常に思った以上のものじゃないかなというふうに感覚がありまして。で、説明をきちんとされるならば、インシャルコストプラスこういう方式を採用した場合には、そのためにはこういうランニングコストが何十年かかりますよとか、そういう具体的な、総トータルが分かるような形での説明が今後求められるのではないかなというふうに思いますので、できる限りそういう方式を取っていただきたいなというふうに考えております。

○中田委員長 意見でよろしいですか。

○森岡委員 はい。

○中田委員長 ほかにございませんか。

~~~~~

#### 4 閉 会

○中田委員長 それでは、様々な御意見等いただきましたが、ほかにございませんので、これもちましてごみ処理施設等調査特別委員会を閉会いたします。

(午前11時23分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

ごみ処理施設等調査特別委員長

中 田 利 幸